

奈良県立民俗博物館

研究紀要

第24号

令和6（2024）年3月

# 奈良県立民俗博物館

## 研究紀要

### 第24号

令和6年3月

# 目 次

|  |    |
|--|----|
| 地域で演じられる能と広範囲で演じる能の実施状況の比較整理<br>高橋史弥   | 1  |
| 中世の大和国における国人の「郷」について—越智郷を中心に—<br>石橋 諒  | 10 |
| 南都陰陽師の祭具と民具—奈良県立民俗博物館収蔵資料の紹介—<br>西尾栄之助 | 23 |

# 地域で演じられる能と広範囲で演じる能の実施状況の比較整理

高橋 史弥

## 1. はじめに

奈良県奈良市には、2000年に国の重要無形民俗文化財に指定されて保護措置がはかられている「奈良豆比古神社の翁舞」がある。これは、地域の中で伝承されてきた能で、演じるための翁講に所属する人が、年を重ねるにつれ重要な役割を演じるようになるなど、年齢によって役割が変化していくことが顕著に分かる能である。

一方で、民俗芸能の中には、神社等から頼まれて能を奉納しにいくものがある。その典型的なものが、1980年に福井県の無形民俗文化財に指定され、2017年に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている「若狭能倉座の神事能」である。

上記二つの芸能のうち、奈良豆比古神社の翁舞は翁講を中心に、地域での継承が行なわれてきた。一方の若狭能倉座の神事能は、主に若狭地方を中心にしていわゆる有志が集まり、この地域を中心としながらも、神社に頼まれると、県をまたいで近隣の地域等にいたるまでの範囲を対象として祝福の能を奉納してきたものである。

本稿では、こうした異なる性格を持つ民俗芸能としての能の比較を試み、地域の中で演じられる能と、神社などから頼まれて広範囲で実施される能とで、その共通点や相違点を確認してみることにする。

なお、上記のような形態の能は、他にも散見される。本稿では民俗芸能としての能を比較整理して、今後これらを追跡していくための資料とするために、まずは文化財に指定され、比較的認知されているものに限って検討してみることにする<sup>1</sup>。

## 2. 翁舞の形

### (1) 奈良豆比古神社の翁舞

奈良豆比古神社の翁舞は、奈良市奈良阪町にある奈良豆比古神社の秋祭りの宵宮に行なうこととされている。かつては旧暦の9月8日に実施されていた。現在では毎年10月8日に固定されている。

文化庁のホームページ上の「国指定文化財等データベース」によれば、奈良豆比古神社には祭礼組織とは別に、翁講が組織されており、翁舞はこの講の構成員により演じられている。

同資料から、役割は9月21日の夜の会合で決定する。主に立方となる翁を演じるのは60歳前後の者、千歳は13歳位の者。三番叟は青年が演じる。地方の地謡、大鼓、笛は年長者。小鼓は青年が担当するとされる。9月23日から1週間、夜に稽古し、10月4日に神社拝殿で総稽古であるセイゾロエ（勢揃え）を実施する。このセイゾロエでは、本番の装束は着用しない。

10月8日は本番である。筆者が現地で確認したところによれば、具体的な本番の流れは、まず19時30分に神社拝殿の篝火に火が点けられる。19時50分に宮司が舞台のお清めをして、長床へと向かう。

その後、長床から舞台まで橋掛かりが架けられ、宮司が舞台へ移動して祝詞を奏上する。これが終わると、氏子が舞台前方神殿側の二本の燭台の蠟燭に火をつける。

続いて、境内にこの行事の由来や文化財指定の年等を解説する音声アナウンスが流れる。

そして、いよいよ当日演じる人たちが長床から橋掛かりを通して舞台へ入る。舞台へ入ると、左足を立てた状態で、神殿側に向かって拝礼し、それぞれの役で決められた位置に座る。この舞台への入場の順は、「国指定文化財等データベース」によれば、神主、笛、小鼓、大鼓、地謡、ワキの翁、三番叟、千歳、翁である。

全員が揃うと、「式三番」「前謡」「千歳の舞」「太夫の舞」「太夫と脇二人の三人舞」「三番叟の前舞」「千歳と三番叟の問答」「三番叟の後舞」の順に演じる<sup>2</sup>。なお、「国指定文化財等データベース」によれば三人の翁は、宝生流、金春流、金剛流の三座が立ち会う形を取っているとされている。



写真1 太夫の舞



写真2 太夫と脇二人の三人舞

## (2) 若狭能倉座の神事能

若狭能倉座の神事能は、福井県若狭地方を中心に活動している組織である倉座が能を奉納して回る民俗芸能としての能である。倉座での翁舞は「一人翁」といわれ、これと能楽や狂言などを組み合わせて奉納している。

以下、倉座の座員からの聞き取りで得た情報及び、筆者が現地で確認した情報などから述べる。

若狭能を実施している倉座は、若狭地方全域と、滋賀県等の一部の神社を、毎年おおよそ決められた日時におとずれ、神社境内に作られた能舞台で、一人翁や、必要に応じて能楽な

などを奉納する。これらは、五穀豊穡を祈る「風祈能」や、豊漁や漁の安全を祈る「海上安全能」、豊穡を感謝する「新穀感謝能」としての神事である。

倉座は、特定の集落に属す組織ではなく、主に若狭地方在住の、いわゆる有志が集まり、一座として活動を続けてきた。座長が大夫として主に翁を演じることになっているほか、面箱持ちなどの役割を担う者もいる。さらに、能楽のシテやワキなどの立方、楽器等の地方ができる人たちで構成されている。倉座の座員は常に稽古に励んでおり、能楽の稽古は、現在では観世流の師匠を招いて教



写真3 一人翁（後ろに控えているのは面箱持ち）

えてもらっているという。ただし、翁だけは、倉座の形を守っており、それは観世流の師匠にも伝統的なものだからという理由で認めてもらっているという。能楽については、基本的に観世流の形で実施している。昔は、宝生流などに習ったこともあるという。

有志が集まって一座をなして活動してはいるが、倉座の組織には厳しい決まり事がある。倉座のトップである大夫は、必然的に倉座をまとめる座長になる。この大夫の職につくと、たとえ本人が健康であっても、家族に不幸があった時点で忌まれる存在となるため、すぐにこの職を下りなければならない。また、一度交代すると、同じ人物は大夫に戻るることができないなどの制約がある。

神社での奉納時の基本的な流れは、まず神社へ参集し、能舞台の掃除をした後、花道への松の飾りつけなどの準備を行なう。大夫と面箱持ちが一人翁を演じるための衣装に着替えると、神社本殿に対して翁面と神饌を供え、その前に座り二礼二拍一礼をする。この時、備えている洗米を食したり、御神酒をいただいたりするなどの所作がある。それが終わると、翁面を面箱の中へ納め、大夫と面箱持ちが能舞台へ移動して一人翁を奉納する。

一人翁は、まず舞台上で大夫が、面箱持ちが運んできた面箱の中の翁面を取り付けるところからはじまる。翁面を取り付けてから、翁の舞を演じ、終了すると、舞台上で翁面をはずし、面箱に翁面を納めてから、橋掛かりを通り、揚幕をくぐって退出する。

能の演目はかつて五番を基本としており、多くの神社でこれらの演目を実施されていた。しかし、少子高齢化などで座員の高齢化や人数が少なくなってきたことなどから、能は一番だけになるなどの変化が起きている。また、神社も、徐々に一人翁だけの奉納で済ませるようになっていく場所が少なくない。能楽なども奉納するのは、少なくとも新型コロナウイルス蔓延直前の時点では、若狭町気山の宇波西神社、美浜町宮代の彌美神社の二箇所だけになっていた。

倉座は猿楽からはじまった組織であり、若狭で組織されていた猿楽座は倉座、尾古座、吉祥座、気山座の四つがあり、最終的には倉座が勢力を保ち、他の三座は、現在は残っていない。

倉座の歴史や奉納の活動などは須田悦生が詳細に資料をまとめあげ、倉座の成立や、近代までの運営状況などを知ることができる（須田 1992）。それによると、倉座は神社で実施

表 奈良豆比古神社の翁舞と若狭能倉座の神事能の比較

|              | 奈良豆比古神社の翁舞   | 若狭能倉座の神事能  |
|--------------|--|--|
| 目的           | 病氣平癒 → 天下泰平・五穀豊穡   | 風祈、海上安全、新穀感謝   |
| 演じる者         | 翁講中の加入者<br>(現在は翁舞保存会)<br><br>翁(60歳前後の者)、<br>千歳(13歳ほどの少年)、<br>三番叟(青年)、<br>地謡(年長者)、大鼓(年長者)、笛(年長者)、<br>小鼓(青年) | 座員(いわゆる有志)<br><br>原則として、大夫(座長)が翁を演じる<br>一人翁の演目には、面箱持ちも登場 |
| 日程           | 10月8日(かつては旧暦9月8日)  | 神社によって異なり、おおよそ1月から9月に<br>かけて実施                           |
| 翁舞の一連の<br>演技 | 前謡、千歳の舞、太夫の舞、太夫と脇二人の<br>三人舞、三番叟の前舞、千歳と三番叟の間<br>答、三番叟の後舞  | 一人翁、能楽、狂言  |

される神事能に参勤していたほか、1634（寛永 11）年に川越藩城主であった酒井忠勝が小浜へ移ってきたことを機に、城内でも能を演じるようになったという<sup>3</sup>。倉座は、廃藩置県後も、神社への一人翁の奉納や、能や仕舞などによる風祈能や海上安全能などの奉納活動を現在まで伝えている。

### 3. 翁舞の奉納

#### （1）奈良豆比古神社の翁舞

##### ①目的

奈良豆比古神社の翁舞の由来は、川島によると、奈良豆比古神社の祭神である春日王（田原太子）が白癩にかかった際、二人の王子が回復を祈り、春日神に対して祈り舞ったことによると伝えられているという。川島は癩病患者らが宿とした悲田院が奈良豆比古神社の近くの北山十八間戸にあったことや、シュク（宿）が癩病患者を多数収容する場所を指していたことなどから、奈良豆比古神社の翁舞が宿との関係を持ちながら成立したと考えている。そのうえで、発生時における宿を意識しての翁の性格が、長い年月を経て「天下泰平・五穀豊穰」を祈る翁舞に転化していったと述べている（川島 1969）。

##### ②演じる者

この翁舞を実施する組織は、川島によると「翁講中」と呼ばれる組織で、この神社にある宮座とはまた別の組織であるという。宮座には 60 歳になった人のみが仲間入りができるという。一方の翁講中には希望者は誰でも参加できるという（川島 1969）。ただし、この点について奈良豆比古神社翁講によれば、翁講中になる資格は、血統の正しい家筋である二十二軒の戸主によるという（奈良豆比古神社翁講 1967）。

現在の状況として、奈良豆比古神社翁舞保存会のまとめた資料によれば、「最近の<sup>ママ</sup>小子・高齢社会に伝承の後継者難は「翁講」にも「否めない事態となっており、特に「翁舞」には、「千歳」という男児（10 歳～15 歳）の出演が特徴とされており、これら将来の伝承が危惧される状況であります。翁舞を永久に保存し、伝承するためには、既存の「翁講中」は元より氏子にも保存を呼びかけ、後継者の養成と継承のために「翁舞保存会」を組織することにいたしました。」(p.16) として、組織への加入を広く募るように変化してきていることが記録されている（奈良豆比古神社翁舞保存会 2023）。

千歳は 10 歳から 15 歳程度の子どもの中から選ばれており、小鼓や三番叟は青年が演じ、地謡、大鼓、笛は年長者となる。そして、翁を演じるのは 60 歳前後の者で、年齢や経験を鑑みて決定するという。

このほか、翁講では任期一年の当屋の当番を輪番制で回している。これは、街道筋を東から西へ、時計回りに家の並び順で毎年三軒の家が当たる。このうち一軒が当屋頭。二軒が平当屋となる。当屋の仕事は、翁講の集まりなどの際に集会所や夜食の手配、装束や舞台となる拝殿の準備などとされる。当屋は男性だけでなく家族も集会に出席し、食事などの世話をす。当屋に当たった家は、その年は翁舞には出演しない決まり事がある（奈良地域伝統文化保存協議会 2006）。

### ③日程

かつては旧暦9月8日に実施されており、現在は10月8日に実施される。時期、そして8日という日取りが守られていることが確認できる。

日程については、2006年に奈良豆比古神社で実施される祭礼と芸能をまとめて刊行した報告書『奈良豆比古神社の祭礼と芸能』に詳しく（奈良地域伝統文化保存協議会 2006）、以下そこから抽出した情報を述べる。

準備は、配役協議から始まる。これは、9月21日に翁講の人たちが奈良豆比古神社境内の会所である宝亀殿に集まる。そこで、会計報告を実施し、当屋の引き継ぎが行なわれる。その後、配役の話し合い、そして承認までが行なわれる。

9月23日から29日までは、毎日20時から一時間、翁舞の役を担う者が練習を行なう。練習では、装束と面はつけない。中日を過ぎた頃から、千歳と太夫は装束を身につけた時の感覚を確認するという意味で、着物姿で練習する。近所の子ども達が見学に来ることもある。主に年長者で過去にその役を務めた者から指導などを受ける。

10月4日の20時から仕上げの練習が行なわれる。ここでは、拝殿での稽古が行なわれるが、所作だけで、装束と面を実際に身につけることはない。

### ④翁舞の一連の演技

10月8日午後8時頃より翁舞が奉納される。

まず、出端として、『奈良豆比古神社の祭礼と芸能』によると、渡り床（橋掛かり）を通過して、笛、小鼓、大鼓、地謡、地頭、脇、千歳、太夫、三番叟の順に拝殿に上がる（奈良地域伝統文化保存協議会 2006）<sup>4</sup>。それぞれ、拝殿へ一礼してから、決められた場所に着座する。

次に前謡として、笛と小鼓にあわせて太夫と地謡が掛け合いをする。

千歳の舞は、扇を手に持ち、舞うものである。この後、太夫の舞では、後見が太夫の手を引いて舞台中央に誘導し、翁の舞が実施される。

これが終わると、太夫と脇二人の三人舞が実施される。翁三人が主に拝殿に向かって横一列に並び、舞を披露する。舞の披露が終わると、翁面をはずし、この三人は舞台を辞す。

次いで、三番叟の前舞として、三番叟が舞台全体を使い舞う。

この後、千歳と三番叟が並び、交互に問答をする。これが終わると、千歳は三番叟に鈴を渡して舞台を辞す。

舞台に残った三番叟による、三番叟の後舞は、鈴を鳴らしながら舞うものである。

三番叟が舞台を辞すと演目は終了し、最後に地頭、地謡、大鼓、小鼓、笛の順に舞台を辞す。

## （2）若狭能倉座の神事能

### ①目的

若狭能倉座での一人翁は、農作物が豊かに育つように、風除けのための「風祈能」。または漁に出る人たちが安全を願う「海上安全能」。さらには、農作物の実りへの感謝を伝える「新穀感謝能」として実施されるなど、その地域の思いを乗せて奉納している。

このような理由から、若狭能倉座の神事能を奉納するのは、地元の神社であり、それを願





写真4 下根来の住民を祝福する面箱持ち

うのはその地域の氏子ということになる。

ただし、氏子が一人翁の奉納中に見学しているか否かは、地域によって異なる。筆者が現地で調査した結果を述べると、たとえば、新型コロナウイルス蔓延前までは、能楽の奉納まで実施していた若狭町気山の宇波西神社と美浜町宮代の彌美神社では、一人翁の奉納を氏子が見学する。一方、若狭町安賀里の日枝神社では、一人翁を演じている最中に、能舞台脇で神職と氏子による神事が執り行なわれる。つまり日枝神社では、神職と氏子は一人翁を見ることはないのである。

人生儀礼と結びついている場合もある。小浜市下根来の八幡神社では、倉座一行をもてなすのは若者の中で回している一番から三番までである和尚である。和尚とは、下根来におけるいわゆる宮座組織で役割を与えられた者である。能舞台には一人翁を演じる大夫と面箱持ちのほか、下根来で還暦を迎えた人や地域の役員などが上がる。この還暦の人生儀礼と併せて実施されているのである。一人翁奉納後、翁面が面箱に納められると、面箱持ちが、能舞台上にいる下根来の住民一人一人の前で、面箱を掲げ祝福する動作がある。

## ②演じる者

筆者が倉座関係者からの聞き取りにより確認した身分制度として、1991年に第82代大夫に就任した今井靖之介の代など、活発で人数が多かった頃は、倉座に加入している座員は「会員」と「賛助会員」で区別されていた。年によって増減はあるが、おおよそ「会員」は40名ほど。「賛助会員」は30名ほどだったという。賛助会員は、一般的な活動を支援するだけの意味ではなく、会員に上がる前段階の倉座員も指し、こうした人は、倉座の活動を手伝う仕事にあたる。その中で、会員に上げられるように稽古する。ただ、第83代大夫となる福谷喜義のように、倉座に入った時にはすでに能を演じることができるレベルにあり、はじめから会員として扱われた人もいたという。いわば、「会員」が一軍。「賛助会員」が二軍というような関係が成り立っていたのである。

こうした倉座は、先述のとおり広範囲に居住する人が、有志のような形で組織として集まり、伝承してきた特徴がある。そして、それぞれが立方や地方などで専門の芸を持っており、プロの師匠に習うなどして高めている。

倉座では、一人翁のほかに、能や狂言等を伝承しており、そのうち一人翁を演じることができるのは、原則トップである大夫だけであるとされていた。そして、一人翁を演じる際に、舞台上で面を付けたりはずしたりする役割を担う面箱持ちが一名いるが、これは次に大夫になると目される人物などが担う役割だった。

この大夫は、倉座の規約により、本人が健康であっても、身内に不幸があった際には交代しなければならないとされている。自身の状態とは別の部分にも制約があり、それだけ、続けるのは難しいものとなっている。そして、誰からも尊敬を集め、倉座をまとめるリーダー的な性格を有していなければ、務めることができないとされている。皆からこの人こそは、

という人が就任することになる。すなわち、決められた期間大夫の任を与えられるのではなく、常に自分を律し、威厳を保ちながらトップに立つのである。

### ③日程

日程は、神社が奉納の日取りを倉座と相談して決める。実際には、神社ごとにほぼ毎年決められた日取りで奉納が実施される。奉納の日取りは須田の資料に詳しい。これによると、倉座による一人翁等の演能は、1月から9月の間に実施されている（須田 1992）<sup>5</sup>。

倉座の場合、特に倉座独自で場所や日程を決めて奉納するのではなく、広範囲にわたり、その地域の人たちの求めに応じて、奉納をしている特徴のあることが確認できる。

### ④一連の演技

1995年から2021年まで第83代の大夫を務めた福谷喜義は、大夫を務めていた頃、神社に行く前に、自宅で水垢離をしている。翁は神聖な存在であり、潔白でいなければならないという意味で実施される。

白い晒しの姿で、午前5時30分から6時頃の間実施している。自宅の庭石に座って、大きなバケツに入れた水を小さなバケツで掬い取り、肩からかぶる。これを三度ほど繰り返して終わる。元々は、立って水をかぶっていたという。

神社での行動は、彌美神社を例にすると、9時頃には座員が到着しており、花道や舞台の水拭き掃除をする。水拭きは、奉納する舞台への感謝の気持ちを込めている。また、翁や能を演じる際に、滑ることなどを防止する意味もある。

それとあわせて、花道に松を取り付ける。現在は、ビニール縄で結びつけている。この松は福谷の庭木から切り出してきたものを使用している。

9時50分頃から、神社の長床で能や翁を演じる人が着替えをする。

この着替えと平行して、オメンマツリのための準備を行なう。長床内に、神社本殿方向に向けた神饌と、そのための空間を用意する。筵、もしくは年により緋毛氈を敷き、その奥に大きな三方を配置する。三方は大小のものがあり、大きな三方の手前に小さな三方を配置する。大きな三方の上に面箱を置き、その上に翁面を据える。神饌は小さな三方の上に置く。小さな三方の上の配置は、筵に座った者から見て、左奥が塩、右奥が米、左手前、右手前にそれぞれ酒を供えている。三方の右側の床に日本酒の一升瓶を置く。これらは、神社本殿に向かって配置する。

翁と面箱持ちの着替えが終わると、10時25分頃にオメンマツリをはじめる。

大夫と面箱持ちが神饌を用意した空間の筵の上に座る。神社本殿に向かって、大夫が左、面箱持ちが右側である。

大夫と面箱持ちは一緒に、二礼二拍一礼する。

その後、神饌に供えた品物に大夫と面箱持ちが手をつけるが、同じ皿からはとらず、事前に米と酒を入れた皿を二つずつ用意しているので、それぞれ別の皿からとる。

まず、大夫が米を噛み、その後酒を飲み干す。

続いて、面箱持ちが米を噛み、酒を飲み干す。

面箱持ちは酒を飲み干すと、大きな三方の上にあった翁面を、面箱の中にしまう。

そして、すぐに一人翁奉納のため、揚幕をくぐり、橋掛かりを通り舞台へと向かう。

10時30分から一人翁を奉納する。大夫、面箱持ちの順に舞台へ進み、それぞれ舞台の決められた場所に座し、面箱持ちが面箱から翁面を取り出し、大夫に面を被せる。面を被った大夫は、一人翁を唱え言とともに舞うことで奉納する。この舞の奉納時には、面箱持ちは座しているだけである。舞が終わると、大夫が座し、面箱持ちが面をはずし、面箱へと納める。これで、両者は一礼し、橋掛かりを通り長床等へと戻り、一人翁の奉納が終了する。

なお、彌美神社は宇波西神社とあわせて、一人翁の奉納だけではなく、その他能楽等の奉納も実施している神社である。近年は通常、一人翁奉納後に、仕舞、舞囃子（二番）、能楽などの五番として、最後に必要であれば付祝言で終わる形態としている。このような奉納の形は、須田の報告を見ると、かつては多くの神社でとられていたことが確認できる（須田1992）。

#### 4. まとめ

本稿では、奈良豆比古神社の翁舞と若狭能倉座の神事能の特徴を記述した。それらを比較整理してみると、次の共通点や相違点を確認することができた。

①翁舞の奉納の目的は、奈良豆比古神社の翁舞はかつて癩病などの病氣平癒が考えられ、それが現在は天下泰平・五穀豊穡を祈るものになっている。若狭能倉座の神事能の場合は、風祈、海上安全、新穀感謝のために奉納されている。両者は五穀豊穡やそれにまつわる祈願のために実施されている共通点がある。一方で、海と面する若狭地域で実施される若狭能倉座の場合は、海上安全も目的の一つとされている。

②演じる者は、奈良豆比古神社の翁舞の場合は、翁講中に加入している人の中で、年齢が上がるにつれ、より重要な役割が与えられていた。一方で、若狭能倉座の神事能の場合は、座員が能力に応じて賛助会員から会員へ。さらには面箱持ちを演じられるようになり、最終的には倉座のトップで、翁を演じることのできる大夫になるといった能力主義が採用されていた。地域の中で実施されている能と、有志が集まってあちこちの神社に奉納する能とでは、重要な役割を担う人物の決め方で相違が生じることが指摘できる。

③演じる者の役割において、奈良豆比古神社の翁舞の場合は、年齢によってその役割が異なるため、様々な役割を一生のうちで経験することになる。一方の若狭能倉座の神事能の場合は、立方、地方それぞれにおいて、自分の専門があり、実際にこれらを演じるにあたり、観世流のプロの師匠に習う場合もある。奈良豆比古神社の翁舞のように年齢に応じてそれに見合った役割が与えられているものと、若狭能倉座の神事能のように、芸を磨き、結果としてその実力により役割等も与えられていく、といった違いがある。

④日程は、奈良豆比古神社の翁舞のように、地域の中で実施される能においては、固定の日付が決まっており、それに応じて練習の日も決められていた。一方で若狭能倉座は、広範囲の神社に奉納するような性格を有しているため、この限りではない。ただ、奉納先の神社は、例年おおよそ奉納の日が決められている。

⑤翁舞の一連の演技は、奈良豆比古神社の翁舞の場合は、翁舞を中心としながらも、千歳や三番叟などの祝福芸を見せており、その内容は同一のもので毎年固定されている。若狭能倉座の場合は、一人翁のほか、能楽や狂言などで五番を演じており、能楽や狂言の演目に特に決まりはない。

⑥奈良豆比古神社の場合は、太夫と脇二人の翁が三人登場する演目があるものの、その前に

太夫の翁が一人でする奉納がある。若狭能倉座の神事能の場合も一人翁として演じられている。こうした祝福芸においては、一人で翁を舞う形は崩れずに伝承されていることが指摘できる。

以上で得られた視点を踏まえながら、民俗芸能として実施している能の違いや関連性などについて、さらに現場情報を収集し、分析していきたいと思う。

#### 注

- 1 翁を演じる者を、奈良豆比古神社の翁舞では太夫、若狭能倉座の神事能では大夫と記述されることが多いことから、本稿では、それぞれこの漢字表記とした。
- 2 演目名は、奈良市奈良阪町翁舞保存会の記録より引用した（奈良市奈良阪町翁舞保存会 2023）。以下、本稿で使用する演目名はここに記された名称とした。
- 3 須田は、若狭猿楽の歴史から、それが能として大成していく様子を追跡し、現在の倉座の活動までを含めて論じている。若狭能を演じる倉座が小浜藩と一定の関係を結んでいたことで、若狭一円で大きな勢力圏を築いていったことや、倉座に関わった大夫個人の追跡や、倉座の基本的な活動である神社への奉納やその範囲、お祿などを詳細な調査から、まとめている。
- 4 舞台上上がる者の順序は、『奈良豆比古神社の祭礼と芸能』の記録と、「国指定文化財等データベース」の記録とは異なっている。
- 5 須田は江戸期における倉座演能の神社を表にまとめている。この中で、現在翁のみ上演している場所、能も併せて上演している場所などのデータを記述している。

#### 参考文献

- 川島将生 1969「奈良豆比古神社の翁舞」『藝能史研究』24 pp.51-56 藝能史研究会
- 須田悦生 1992『若狭猿楽の研究』三弥井書店
- 奈良市奈良阪町翁舞保存会 2023『奈良豆比古神社翁舞』
- 奈良地域伝統文化保存協議会 2006『奈良豆比古神社の祭礼と芸能』
- 奈良豆比古神社翁講 1967「奈良豆比古神社の翁舞」『大和史学』3-1（通巻 5）pp.130-134 大和史学協会
- 文化庁「国指定文化財等データベース」（<https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/302/730>）  
（2024年3月3日 閲覧）

# 中世の大和国における国人の「郷」についてー越智郷を中心にー

石橋 諒

## はじめに

中世の大和国における国人の「郷」に関する研究は、永島福太郎や秋永政孝による文明期（1469～1487）から出現する大和国人衆の名を冠した「郷」は律令制の郷や中世の庄郷とは異なり、国人の勢力圏を意味するという研究に始まったといえる<sup>1</sup>。その後、村田修三や安国陽子が国人の「郷」は国人の勢力圏を意味するだけでなく、興福寺の一国支配における諸役賦課の領域を示すということを明らかにした<sup>2</sup>。しかし、それ以降、国人の「郷」に関する論文は無く、国人の勢力圏を示すという面のみが戦国期大和国の論文では引用されていることが多い。

また、これらの研究では史料上における郷の初見は述べられていても、それ以前の国人の勢力圏や興福寺による諸役賦課に関する史料を用い、国人の「郷」の成立時期を求める研究は行われてこなかった。

よって本稿では、国人の「郷」の中でも初期から現れる越智郷を取り上げ、興福寺や春日社の庄園に関わる史料を用いて、国人の「郷」としての越智郷の成立時期と越智氏の勢力圏の変化による越智郷の変遷についての2点を検討し、国人の「郷」が示す国人の勢力圏と興福寺の一国支配における諸役賦課の領域の関係性を分析していきたいと思う。

## 1. 越智郷の成立時期について

本章では、史料上における国人の「郷」としての「越智郷」の初見とそこに含まれる庄園、また、越智郷初見以前の越智氏による勢力圏の形成や興福寺による諸役賦課の状況から越智郷の成立時期について検討する。

まず、先行研究で史料上における越智郷の初見とされているのが『尋尊大僧正記』（興福寺大乘院門跡の尋尊が著わした日記）の次の記述である<sup>3</sup>。

【史料1】『尋尊大僧正記』1470（文明2）年10月5日条<sup>4</sup>

一今度為法花會堅義諸庄反銭事任例仰付之、一国平均反銭雖有之、任文安三年例、両方百文宛致其沙汰了、就其平均反銭事、於越智郷者不随寺命、珍事也、神供反銭事無共例故云々、然之間門跡反銭事、越智郷分古木新庄・興田庄・五位庄無沙汰之間、於此反銭者先例旨以古市申遣之、同可申付云々、返事到来了、越智郷外ハ悉以平均方致其沙汰云々、

この史料は、越智郷に賦課された一国平均段銭と越智郷内の古木新庄・興田庄・五位庄に賦課された大乘院門跡段銭を越智郷の諸庄が無沙汰にしたとの記事であり、三ヶ所の庄園を越智郷が包括していることが確認できる（図1）。また、越智郷は越智氏が諸権門領の段銭等諸役徴収の権限を有し、在地に私段銭を賦課することができる勢力圏であることが確認できる。

ただ、上記史料以前の記事に国人の「郷」である越智郷と思われる記述がある。

【史料2】『尋尊大僧正記』1468（応仁2）年11月3日条<sup>5</sup>

一古木新庄反錢事、吉備以代官申入<sup>吉備給主ハ三丁三反也二</sup>  
<sub>一一反之由申之不審事也</sub>

二丁一反吉備御給也、此内越智郷并多武峯領之内少々在之、催促難計云々、不可然  
旨仰之、近来一貫八百文進之、早々可沙汰旨仰了、

二丁八反北円堂供衆四口分、これハ沙汰人別ニ在之、可召進旨仰付之了、

この史料は、先述の【史料 1】にも記載のある大乘院門跡領の古木新庄の段銭に関する記事であり、吉備氏の給分に存在する越智郷が段銭の催促を無沙汰にしていることが確認できる。古木新庄は十市郡に所在する庄園であり、高市郡の庄郷である越智郷とは異なることから国人の「郷」であると考えられるため、越智郷が応仁年間から存在することがわかる。

越智郷初見以前の大乗院門跡段銭賦課の様子が確認できるものとしては次の史料がある。  
【史料 3】成簀堂文庫 1465（寛正 6）年「興福寺大乘院門跡領反錢注文」<sup>6</sup>

興福寺大乘院門跡領反錢注文

寺門反錢公方御下向之時自両納所可進分

内善 一町三反大 新堂<sup>飯高</sup><sub>垣内</sub> 七丁三反小

多郷 九丁三反 小矢部<sup>西大</sup><sub>垣</sub> 四丁二反

新口<sup>長田</sup><sub>郷</sub> 六丁六反<sup>北大</sup><sub>垣</sub>

常葉庄 三丁七反 楠本 十一丁七反

以上十市郡

五位庄 一丁五反 曾我庄 五丁

慈明寺 二丁八反半 東坊城野 六丁六反大

加留庄 二丁四反大 加留国符 一丁二反

妙法寺 四条 山本庄

以上高市郡

この史料は、寺門段銭が賦課された大乘院門跡領の諸庄が記されており、高市郡には【史料 1】にみえる五位庄を含め、後述の【史料 9】や【史料 10】において越智郷に含まれる諸庄が確認できる。これら庄園は十市郡・高市郡との単位で段銭が賦課されており、この時期には、まだ越智郷が成立していないことがわかる。

また、越智郷の初見以前に越智氏による私的な勢力圏が形成されていることが次の史料にみえる。

【史料 4】大東家文書 1436（永享 8）年「旬及夕御供備進記録」<sup>7</sup>

（前略）

一自十四日至十六日御供料所

西喜殿庄<sup>越智領之内間</sup><sub>近年無沙汰、</sub> 田殿庄子細同之、 興田庄子細同之、

鉾立庄皆損 雲少庄皆損 都庄皆損

南殿庄<sup>自元來油在所也、仍此春少事借用神供</sup><sub>備進、而地下乱不作之御供田多々々、</sub>

權頂祐勝分也、自當年九月至明年八月三十六ヶ日  
日別御供米三斗三升三合、御供菜二百文、土器三升、木手卅二文  
一ヶ月分米一石九升 錢七百文

(後略)

この史料は、春日社の旬御供・夕御供料所についての記録である<sup>8</sup>。そのうち、西喜殿庄・田殿庄・【史料 1】にみえる興田庄の三ヶ所の庄園が越智領として存在し、神供料を無沙汰にしていることが確認できる。このように、複数の庄園において越智氏が私段錢を賦課できる勢力圏が形成されていることが確認できるが、越智郷という呼称は現れていない。

以上のことから越智氏が年貢・公事等賦課を担い、私段錢を賦課できる私的な勢力圏は1436(永享9)年の時点で形成されており、それが興福寺・春日社の年貢・公事等賦課と結びつき、1465(寛正6)年から1468(応仁2)年の間にその賦課単位として国人の「郷」である越智郷が成立したものと考えられる。

## 2. 越智郷の変遷

本章では時代や越智氏の勢力圏の変化に伴う越智郷の変遷について検討する。

### (1) 文明・明応期

総州家畠山義就と尾州家畠山政長による家督争いを発端とする応仁・文明の乱は、大和国でも国人間の争乱を発生させた。この争乱において越智氏は義就方として戦い、1478(文明10)年に南都へ進出、1479(文明11)年には政長方の筒井氏・十市氏らを没落させ、大和における義就方の優位が確立する<sup>9</sup>。

これにより十市氏の勢力圏が越智氏の支配地域になったことが次の史料にみえる。

【史料 5】『尋尊大僧正記』1479年3月16日条<sup>10</sup>

一十市郷之内門跡領事仰遣越智方了、

この史料では、十市氏が有していた十市郷の大乗院門跡領の段錢徴収権限が越智氏に委譲されていることが確認できる。十市郷は越智郷と同様に十市氏が諸権門領の段錢等諸役徴収の権限を有し、私段錢を賦課できる勢力圏である<sup>11</sup>。

また、越智氏による十市郷支配の様子は次の史料にもみえる。

【史料 6】『尋尊大僧正記』1480年(文明12)11月24日条<sup>12</sup>

一十市郷進官米事、越智無沙汰之間、三目代等及訴訟了、惣三綱ニ申合云々、

この史料では、越智氏が十市郷の進官米を無沙汰にしている。このように越智氏が十市郷内の諸権門領の段錢等諸役徴収の権限を有し、私段米を賦課できる勢力圏になっても越智郷に編入されることなく、十市郷として把握されており、越智氏の勢力圏が拡大したとしても越智郷は拡大されず、その範囲が同一でないことがわかる。

### (2) 文正・大永期

応仁文明の乱以降続いてきた大和国人間の争乱は総州家畠山義英と尾州家畠山尚順の間で和議が結ばれたことにより一応終結する。しかし、この和議に不満を持った管領細川政元は被官の赤沢朝経に命じて大和侵攻を開始、これに対し大和国人衆は国一揆を形成して対抗することになる。1507(永正4)年、永正の錯乱により政元が暗殺され、朝経が討死すると、朝経養子の赤沢長経が大和侵攻を引き継ぎ、寺門段錢や春日社造替段錢への介入など支

配を強めるも、1508（永正 5）年、長経が尚順に討たれたことにより、赤沢氏による侵攻は終結する。だが、政元暗殺による細川氏の家督争いに伴い国一揆は瓦解し、越智氏と筒井氏・十市氏の大和国人間の争乱が再び発生することになる<sup>13</sup>。その最中である『経尋記』（興福寺大乘院門跡の経尋が著わした日記）1518（永正 15）年条「諸庄修理反銭日記」には「一慶徳越智郷再興拾貫五百文」とあり、越智郷が再興されていることがみえる。国人間での争乱が再発し、決して安泰とは言えない情勢下での再興であるが、外部勢力である赤沢氏の支配から興福寺や大和の諸庄が解放されたためと考えられている<sup>14</sup>。

この争乱において越智氏が十市氏の勢力圏を支配下においていることが『祐維記抄』（春日若宮社司の中臣祐維が著わした日記の抜粋）の記述にみえる。

【史料 7】『祐維記抄』1520（永正 17）年 8 月条<sup>15</sup>

八月、近日筒井順興在奈良一、一国和睦者未治定、但与筒井越智古市此両三人者和与歟<sup>云</sup>、十市ノ跡ハ未越智知行之也、近日十市在京之身上□住□□□□ト<sup>云</sup>、

この史料は、筒井氏・越智氏・古市氏の三者間で和議を行おうとしたが、越智氏が十市ノ跡を知行しているため、十市氏が京で牢人しているなどの問題により和議が成らなかったとの内容であり、越智氏が十市氏の勢力圏を占領していることが確認できる。

また、次の記述では大和国人間の和議が成立し、当年に限り越智氏による十市氏の所領の知行が認められていることがみえる。

【史料 8】『祐維記抄』1520（永正 17）年 10 月 9 日条

十月九日、越智與<sub>二</sub>筒井<sub>一</sub>和談、於<sub>二</sub>法隆寺<sub>一</sub>參會了、河内遊佐取合、則法隆寺へ遊佐方出、取合、ト<sup>云</sup>、次筒井方與力超昇寺、高山根尾番條嶋、各越智へ引汲之處、只今被<sub>二</sub>返付<sub>一</sub>、ト<sup>云</sup>、雖<sub>レ</sub>然先以河内遊佐方預之所領等百姓ニハラ<sub>二</sub>セヲクト<sup>云</sup>、次箸尾只今筒井へ禮ニ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>出支度之處ニ、上野方近日萬歳之間無<sub>二</sub>其儀<sub>一</sub>、是モ筒井へ如<sub>二</sub>先年<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>屬旨被<sub>二</sub>申定<sup>云</sup>、次古市者和談無<sub>レ</sub>之、雖<sub>レ</sub>然所領等者悉以無<sub>二</sub>相違知<sub>一</sub>行之、次十市跡越智一円ニ知<sub>二</sub>行之<sub>一</sub>、則牢人也、是モ當年計越智へ河内屋形ヨリ被<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之、來年ヨリハ十市出頭サセラルベキ旨堅固ニ被<sub>二</sub>約諾<sup>云</sup>、

（中略）

當国闕所地十市郷バカリ也、自<sub>二</sub>當年<sub>一</sub>越智民部少輔一円ニ知<sub>二</sub>行之<sub>一</sub>、仍奈良戊亥者雖<sub>二</sub>相迓<sub>一</sub>無<sub>二</sub>其實<sub>一</sub>者也、

この史料では、畠山尚順被官の遊佐順盛による仲介のもと、法隆寺において越智・筒井両氏が和議の話し合いを行い、次のことが取り決められている。第一に越智氏の支配下となっていた、筒井氏与力の超昇寺氏・高山氏・根尾氏・番條氏・嶋氏を元のように引き戻すこと、第二に万歳氏のもとへ没落していた箸尾氏を以前と同様に筒井方に属することを認めること、第三に古市氏はこの和議から除外するものの、その所領知行は認めること、第四に当年に限り十市跡を越智氏が知行することを認めるが、来年からは十市氏を帰国させ、以前のように所領を知行させることである。この条件により大和国人の間で再び和議が結ばれてい



る。

ここで注目したいのは末尾の記述である。上記の和議条件の通り当年に限り越智氏が十市郷を知行しているとの内容であり、上記の十市跡が十市郷であることが確認できる。このことから文明・明応期と同様に十市郷が越智氏の勢力圏になっても越智郷に編入されていないことがわかる。

同時期における越智郷の諸庄が確認できるものとしては次の史料がある。

【史料 9】春日大社文書（欠年）「越智郷段銭帳」<sup>16</sup>

一越智郷段銭収分在所

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 清水谷         | 廿三町三反十歩<br>近年七町      |
| 土佐庄         | 四町三反半<br>近年三町三反半     |
| 大窪寺         | 四町八段半                |
| 子嶋南郷        | 廿二町八反六十歩<br>近年五町     |
| 飛驒庄         | 三町一段大<br>近年五段        |
| 梨子庄         | 十七町五段<br>近年六町五段      |
| 小山庄         | 十一町二反廿歩<br>近年四町二反    |
| 多武峰<br>大畔手庄 | 廿一町八反三百歩<br>近年十二町六反大 |
| 吉田庄         | 六町六段大                |
| 明王寺         | 四町三反                 |
| 五野方<br>平田庄  | 五町三反                 |
| 今井庄         | 七町三反                 |
| 八木庄         | 一町五反半                |
| 一岐別所        | 十町五反                 |
| 高田方<br>小綱郷  | 四町<br>近年一町五反         |
| 大壺新堂        | 五町三反                 |

（後略）

この史料は、春日社による一国平均段銭賦課の段銭収納台帳と考えられている<sup>17</sup>。高市郡を中心に越智郷に含まれる 90 以上の庄園が確認でき（図 2）、一部庄園には布施方や高田方など国人の名がみえ、その国人の知行地であると考えられる。これらには越智氏に服属していない国人も含まれており、越智氏の勢力圏に入っていない庄園が越智郷に含まれていることがわかる。また、この史料は欠年であるが、『経尋記』1523（大永 3）年 2 月 10 日条にみられる布施郷が成立していないことから、それ以前の年代のものと考えられる。

また、同時期の越智郷の諸庄を示す史料が、もう一つ存在する。

【史料 10】『経尋記』1524（大永 4）年 8 月 17 日条

（『経尋記』第 15 冊，国立公文書館 HP「国立公文書館デジタルアーカイブ」を閲覧し、翻刻した）

（前略）

豊前、五位、奥田、池尻、橘寺、慈明寺、奉膳、中吉田、賀留、南喜殿、東坊城、  
柳原、河西、馬場今里、林堂、十三、曾我、本馬、木本、矢取、城土  
已上越智郷廿一ヶ所 合五十四ヶ所

この史料では、段銭賦課庄が観音院方と蓮成院方の二つの納所方に分けて記されており、蓮成院方の諸庄が一括で纏められているのに対し、観音院方は「越智・十市郷之外」「十市郷」「越智郷」の三つの区分に分けられ、十市郷と越智郷が段銭賦課単位となっている。これにみえる庄園は【史料 9】から葛上郡の諸庄を除いた範囲に分布しており（図 3）、葛上郡諸庄は先述の布施郷等新たな諸役賦課単位として成立した郷に含まれたと考えられる。

### （3）天文期

1532（天文元）年、畠山総州家被官である木沢長政は大和国人と連携を図るなど大和国において動向がみられるようになり、1536（天文 5）年に信貴山城を築城、大和守護を自称し大和支配を開始する。1540（天文 9）年には十市氏との争乱を起こし、木沢方で参戦した筒井氏とともに合戦を行っている。<sup>17)</sup>

この十市氏との争乱には越智氏も木沢方で参戦していたようであり、十市郷を支配していることが次の史料にみえる。

【史料 11】吉水神社文書 1540 年 10 月 8 日「越智家頼田地宛行状」<sup>18</sup>

為關所十市郷之内吉田四分一進置候、目出度可有御知行候、別而御我執肝要候、奈良成之儀堅可被仰付候、鮎役等之事者、可為余並候、恐々謹言、

（追筆）  
「天文九」

拾月八日

越 智

家 頼（花押）

吉水院

御坊

この文書は、越智家頼が吉水院（現在の吉水神社）へ発給したものである。關所地である十市郷の田地を吉水院へ宛行っており、關所地となっている十市郷を越智氏が支配していることが確認できる。また、文明・明応期、文正・大永期と同様に十市郷が越智氏の勢力圏になっても越智郷に編入されていないことが確認できるほか、越智氏が発給している文書において自身が占領している關所地を越智郷に編入することなく十市郷として記していることから、国人間においても国人の「郷」は興福寺の段銭等諸役賦課単位として把握されていたと考えられる。

同時期における越智郷の諸庄が確認できるものとしては次の史料がある。

【史料 12】保井文庫（欠年）「春日社進官領大和諸郷納高帳」<sup>19</sup>

（前略）

越智郷方

八木領

と

「大西領」

○合貳斗

タキコ領

○合十一石五升

高殿領

○合一石五斗五升

大クホ領

「三石五斗」

○合六石六斗

とととと

ウナテ領

音楽田方

○合十貳石五斗

○合一石貳斗五升

十四

合卅八石五斗八升五合

坊城領

○合九石貳斗

根成柿領

○合八石五斗貳升二合

ヨシキ領

○合三斗五升

奥田領

○合八石三斗五升

柳原領

○合八石四斗八升二合

ハシハミ領

○合二石七升

シヤウト領

○合六斗

をち  
観音寺領

○合貳斗

玉手領

○合五斗

カシハラ領

○合一石一斗

ヨラク領

○合一石六斗  
イチノヲ領

○合五斗  
ニウタニ領

○合六石四斗  
トケ領

○合六斗

<sup>十五</sup>  
合四十八石四斗七升四合

キヒ領

○合一石  
シミツタニ領

○合貳石貳斗  
タチヘ領

○合一石六斗九升  
タチハナ領

○合一石六斗  
和田領

○合四斗  
をち  
石川領

○合五石九斗  
ミセ領

○合貳石貳斗  
キケシリ領

○合八斗五升  
インヘ領

○合七石五升

ニシンタウ領<sup>音楽田方</sup>

○合七斗六升四合

(後略)

この史料は、春日社祭礼料所の記録と考えられている<sup>20</sup>。越智郷・十市郷や先述の布施郷の他に高田郷・吐田郷など【史料9】にみえる国人の名を冠した郷が新たに成立していることが確認でき、越智郷から分離され新たに諸役賦課単位として成立したものと考えられる。越智郷は高市郡を中心に二十九ヶ所の庄園が分布している(図4)。また、欠年であるが各庄の表記が「庄」から「領」に変化しており、天文期(1532~1555)の史料と考えられる<sup>21</sup>。

ここまでに越智郷の庄園を図示してきた。それを郡ごとの表にまとめた(表1)。これらを比較すると史料ごとに庄園数に増減があるものの分布している地域は高市郡を中

心としており、範囲の変化はあまり見られない。

以上のことから、越智郷成立当初は越智氏の勢力圏を基に諸役賦課単位が成立したが、【史料 6】、【史料 8】のように越智氏の勢力圏が拡大されたとしても、越智郷の範囲は拡大されず、【史料 9】のように越智氏の勢力圏外の庄園が越智郷に含まれるなど、越智氏の勢力圏より興福寺の諸役賦課単位という意味合いが強くなっていったことが明らかになった。これは、越智氏に三度に渡り占領されながら越智郷に編入されなかった十市郷も同様であると考えられる。また、【史料 11】のように国人間においても郷を国人の勢力圏ではなく、興福寺の諸役賦課単位として把握していることも明らかとなった。

おわりに

以上、越智郷と越智氏を対象として国人の「郷」の成立時期や範囲の変遷について検討してきた。越智郷はこれ以後、織田政権下である天正期までその存在が確認でき、その範囲は大きく変化していない<sup>22</sup>。しかし、その年代に至るまでの間に越智郷に関する史料はみえず、期間が大きく空いてしまうため、本稿では扱うことのなかった筒井郷や箸尾郷などの研究も国人の勢力圏と興福寺の一国支配における諸役賦課の領域の関係性を考えるために必要になると思われる。これに関しては今後の課題としたい。

各年代の越智郷内庄園の分布範囲



図 1

『尋尊大僧正記』

1470 (文明 2) 年 10 月 5 日条



図 2

「越智郷段銭帳」



図 3

『経尋記』 1524 (大永 4) 年 8 月 17 日条



図 4

「春日社進官領大和諸郷納高帳」

表1 越智郷郡別一覽

|     | 図1   | 図2   | 図3  | 図4   |
|-----|------|--|---|--|
| 式上郡 |      | 豊前庄  | 豊前  |  |
| 十市郡 | 古木新庄 |  | 池尻、木本、矢取  | キケシリ領、ニシ<br>ンタウ音楽田方  |
| 高市郡 | 五位庄  | 清水谷、土佐庄、<br>大窪寺、子嶋南<br>郷、飛驒庄、梨子<br>庄、小山庄、吉田<br>庄、平田庄、今井<br>庄、八木庄、一岐<br>別所、小綱郷、大<br>壺新堂、槻本庄、<br>波多庄、車木庄、<br>安倍山庄、日駒導<br>興寺、榛庄、根成<br>柿庄、中曹司庄、<br>伝膳庄、杉本南<br>庄、同北庄、大嶋<br>郷、西田井庄、定<br>林寺、矢田庄、五<br>位庄、小木庄、曾<br>我庄、慈明寺、東<br>坊城庄、城土郷、<br>河西庄、加留庄、<br>同国符、橘寺、中<br>吉田庄、馬場今<br>里、南喜殿庄、南<br>奥田庄、観覚寺、<br>高殿庄、醍醐庄、<br>四分庄、小槻庄、<br>忌部庄、宇那手<br>路、河原庄、山本<br>庄、真弓庄、土橋<br>庄、五条野庄、宇<br>那手新堂、東田井<br>庄、高松庄、佐太<br>庄、丹生谷庄、羽<br>内庄、和田庄、吉 | 五位、奥田、橘寺、<br>慈明寺、中吉田、<br>賀留、南喜殿、東<br>坊城、河西、馬場<br>今里、曾我、城土 | 八木大西領、タキ<br>コ領、高殿領、大<br>クホ領、ウナテ<br>領、ウナテ領音楽<br>田方、坊城領、根<br>成柿領、ヨシキ<br>領、奥田領、ハシ<br>ハミ領、シヤウト<br>領、をち観音寺<br>領、ヨラク領、イ<br>チノオ領、キヒ<br>領、シミツタニ<br>領、タチへ領、タ<br>チハナ領、和田<br>領、をち石川領、<br>ミセ領、インへ領 |

|     |     | 備庄  |          |               |
|-----|-----|---|----------|---------------|
|     | 図 1 | 図 2   | 図 3      | 図 4           |
| 忍海郡 | 興田庄 | 辻郷、薑庄、林堂、柳原、法成寺、慈光寺   | 柳原、林堂    | 柳原領           |
| 葛上郡 |     | 西佐味庄、東佐味庄、菩提寺散郷、十三郷、鳥居戸庄、巨勢庄、稲荷戸観音寺、本馬庄、重坂庄、戸毛庄、波部庄、檜原庄、御室庄、延福寺、南郷、持田庄、佐羅気庄、細京庄、池内北庄、朝町庄、御所郷、吐田七ヶ所、室庄 | 奉膳、十三、本馬 | カシハラ領、玉手領、トケ領 |
| 吉野郡 |     | 薬水庄、岩壺庄   |          |               |
| 不明  |     | 大畔手庄、明王子、畠井庄、古芝庄、豊岡庄、武市郷、園山庄、同西庄  |          |               |



## 註

- 1 永島福太郎 1971『奈良の歴史』山川出版社、高取町教育委員会 1964『高取町史』前編第二章（秋永政孝執筆）
- 2 村田修三 1985「大和の「山ノ城」」岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 下』塙書房、安国陽子 1981「戦国期大和の権力と在地構造・興福寺莊園支配の崩壊過程」日本史研究会『日本史研究、復刻版』柏書房
- 3 村田、註2前掲論文
- 4 辻善之助編『大乘院寺社雑事記 第5巻 尋尊大僧正記 57-71』（三教書院、1933）翻刻に拠った。
- 5 辻善之助編『大乘院寺社雑事記 第4巻 尋尊大僧正記 31-50』（三教書院、1932）翻刻に拠った。
- 6 永島福太郎編『春日大社文書 第六巻』（春日大社、1986）の翻刻に拠った。
- 7 橿原市史編集委員会編『橿原市史 史料編第三巻』（橿原市役所、1962）の翻刻に拠った。
- 8 朝倉弘 1984『奈良県史第10巻 莊園 大和国莊園の研究』名著出版
- 9 朝倉弘 1983『奈良県史第11巻 大和武士』名著出版
- 10 辻善之助編『大乘院寺社雑事記 第6巻 尋尊大僧正記 72-87』（三教書院、1933）翻刻に拠った。
- 11 村田、註2前掲論文。十市郷は『慈恩會記』文明三年十一月廿日条が初見であるとしている。
- 12 辻善之助編『大乘院寺社雑事記 第7巻 尋尊大僧正記 88-105』（三教書院、1933）翻刻に拠った。
- 13 朝倉、註9前掲書籍
- 14 安国、註2前掲論文。
- 15 以下、『祐維記抄』の翻刻は国書刊行会編『續々群書類従 第三』（続群書類従完成会、1985）に拠った。
- 16 永島福太郎編『春日大社文書 第四巻』（春日大社、1984）の翻刻に拠った。
- 17 朝倉、註9前掲書籍
- 18 永島福太郎編『大和古文書聚英』（天理時報社、1943）の翻刻に拠った。
- 19 朝倉、註8前掲書籍の翻刻に拠った。
- 20 朝倉、註8前掲書籍
- 21 安国、註2前掲論文。天文期に従来の「庄」が莊園制的支配を乗り越えて村落が共同体として結集し、自律的に領域を確定していった結果「領」に変化したとしている。
- 22 村田、註2前掲論文

## 南都陰陽師の祭具と民具—奈良県立民俗博物館収蔵資料の紹介—

西尾 栄之助

### はじめに

陰陽師と称される職能者は、時代や地域によって種々様々な形態をもつが、その共通する仕事は占いや祭祀、まじないを行うこと、そして暦<sup>こよみ</sup>をよみとくことであった<sup>1</sup>。江戸時代の奈良県（南都）には独自の地方暦である南都暦を作成や売買、頒布する暦師が存在したが、彼らは同時に陰陽道を修する陰陽師だったことがわかっている<sup>2</sup>。

渡邊敏夫によると奈良の陰陽師の歴史は古く、14世紀初頭の醍醐天皇の時代に「中務省に属していた陰陽生が、その生計上から奈良に至り、ここに定住して、方位・家相・占い・祈祷等を業としたことに始まるようである」としている（渡邊 1976）。奈良に住み、奈良の暦を版行していた彼らは、現存する暦や古文書に残る署名から推察するに、自らを南都陰陽師と称していたようだ<sup>3</sup>。

この暦師を兼ねた南都陰陽師の家のひとつに陰陽町の中尾家があり、少なくとも江戸中期頃から明治期までにわたり南都暦を版行していた<sup>4</sup>。

この中尾家が平成期に自宅の改築を行うにあたって、いくらかの資料が収集された。暦の版木などの資料が奈良市史料保存館に寄託・保管されたほか、陰陽師の祭壇や祭具、筆制作や醤油醸造にかかわる生業用具、日常生活にかかわる民具など、およそ 398 点の民俗資料が奈良県立民俗博物館（以後、「当館」という）に寄贈された<sup>5</sup>。

本稿では、当館収蔵資料であるこれら中尾家寄贈資料について、まずは当館における資料分類ごとに概要を述べる。さらに陰陽師にかかわるもので特徴的な資料について紹介を行うことで、今後、南都陰陽師に関心をもたれる方々が調査研究の際に、少しでも参考とすることができるよう情報を提供する。

### 1. 南都陰陽師・中尾家について

最初に南都陰陽師である中尾家の概要について触れておく。

1687（貞享 4）年に洛南書坊西村嘯月堂によって刊行された地誌『奈良曝』<sup>ならざらし</sup>巻 4（奈良県立図書情報館所蔵）には奈良町だけで 30 名もの陰陽師の名前が列挙されており、さらにそのうちの半数以上である 17 名は「陰陽町」に在住していると記されている<sup>6</sup>。この陰陽町については、同じく『奈良曝』巻 1（奈良県立図書情報館所蔵）において「いにしへ方陰陽師住するがゆへかく町の名とす」とあり、その町名のとおり古くから陰陽師たちが集住していた様子がうかがえる。1735（享保 20）年に村井古道によって完成した全 15 巻の地誌『奈良坊目拙解』巻第 3（奈良県立図書情報館所蔵）においても、陰陽町の項に「當名ハ南都四家陰陽師居住其一所也」とある。その強い影響を示すように、現在も陰陽町には、陰陽師によって流布された鎮宅靈符神を祀る鎮宅靈符神社が残っている。陰陽町の陰陽師はこの鎮宅靈符神社への奉仕なども仕事のひとつだった（木場 1982 および 1983）。

一方で陰陽町の陰陽師は皆が暦師を兼ねており（木場 1982 および 1983）、さらに売暦

を行う家と賦<sup>くばりごよみ</sup>曆を造る家にわかれていた。とくに売曆とは曆を販売することで、宝曆改曆以降は中尾家と山村家の 2 家のみに限られていた。賦曆は土産曆とも呼び、陰陽師が檀那場をまわる際に土産物として配った曆である（安彦 1992）（小田 2021）。

1909（明治 42）年に奈良県によって刊行された『大和人物志』によると、中尾家は同じく陰陽町の頒曆師である吉川家とともに加茂（賀茂）保豊を祖先とする陰陽師であるとされる。前出の『奈良坊目拙解』巻 3 陰陽町の項においても、同様の記述が「古老云、當所陰陽師加茂氏苗裔ニテ」とある。ほかにその出自を示す確かな記録は存在しないが、少なくとも南都陰陽師が加茂（賀茂）氏との関係性を意識していた様子がうかがえる。

曆道の家である加茂（賀茂）氏は、その分家と伝える幸徳井家が 15 世紀には奈良に移住しており、陰陽師として活動していたことが知られている（安彦 1992）。幸徳井家が興福寺などに献上していた曆は幸徳井曆と呼ばれ、その特徴は南都曆と類似点をもつが、他方で幸徳井家創立以前から南都曆は独立して存在するとの指摘がある<sup>7</sup>（渡邊 1976）。

南都曆と幸徳井家の詳しい関係性は未だはっきりと明らかにされていないが、少なくとも 1685（貞享 2）年に貞享曆へ改曆されたのち、南都曆の大和 1 国での頒曆が認められて以降については、明治期に至るまで、主に中尾家と山村家の 2 家が南都曆の製作と売買を行うことになる。

ところが明治期に曆の製造・頒布体制の変化によって陰陽師による曆業が衰退すると、陰陽町の陰陽師も例外ではなかった<sup>8</sup>。吉川家は 1884（明治 17）年 8 月に頒曆業から撤退したのちに、筆墨商「文海堂」の経営を始めた（安彦 1992）。それに並び、中尾家も 1885（明治 18）年までに頒曆業から撤退し、筆墨商「浩々堂」を開店した（安彦 1992）。

さらに明治後期になると、中尾家は醤油醸造業を営むようになる（安彦 1992）。醤油の醸造にあたっては、主屋と東側で隣接する町屋を買い取って改造し、主屋と接続した醤油蔵として利用していたようである<sup>9</sup>。なお、この醤油蔵は 2001 年時点の間取りでは、通りを正面とする側を主屋入口の東奥から続く一体的な部屋として使用しており、奥側については間仕切りを取り払った一続きの空間とし、床を土間としている。この土間の空間には醤油絞りに使用されていたと思われる搾木、男柱、阿弥陀車などの大型設備が残されており、妻壁の一部を壊して主屋との出入口としていた。

昭和期に入ると太平洋戦争下の統制により、中尾家は醤油醸造業を廃業することになった（安彦 1992）。現代においては、中尾家当主の一人が茶道において表千家流の師匠として活躍した（安彦 1992）。

## 2. 中尾家寄贈資料について

表1 中尾家寄贈資料

| 大分類名         | 中分類名             | 小分類名               | 数量 |
|--------------|------------------|--------------------|----|
| 服飾           | 結髪・化粧用具          | その他                | 2  |
|              |                  | 結髪用具               | 23 |
|              | 裁縫・洗濯用具          | 裁縫用具               | 2  |
|              |                  | 洗濯用具               | 1  |
|              | 服物               | 雨具・防寒具             | 1  |
|              |                  | 前掛け・袴類(下体に付ける物)    | 5  |
| 着物類(上体に付ける物) |                  | 52                 |    |
| 食            | 飲食器 い            | 器・杓子など             | 16 |
|              | 炊事用具             | 釜                  | 2  |
|              |                  | 鍋                  | 2  |
|              | 調理・調製具           | 日常使用器具             | 1  |
|              | 嗜好品用具            | 煙草                 | 2  |
|              |                  | 酒                  | 1  |
|              |                  | 茶                  | 17 |
| 醸造・製造用具      | 醤油つくり用具          | 14                 |    |
| 貯蔵用具         | その他              | 3                  |    |
| 住居           | 家具・調度            | 一般                 | 8  |
|              |                  | 収納具                | 6  |
|              |                  | 照明                 | 12 |
|              |                  | 暖房                 | 1  |
|              |                  | 敷物                 | 1  |
|              | 寝具               | 枕・その他              | 1  |
|              | 防護用具             | 防火                 | 1  |
|              |                  | 防暑                 | 39 |
|              | 建築習俗用具           | 建築習俗用具             | 2  |
| 住居           | 建具・造作 竈・囲炉裏      | 3                  |    |
| 付属建物         | 井戸・飲料水(共同を含む)    | 1                  |    |
| 染・織          | 製糸用具・糸           | 麻                  | 1  |
| 手工・製造        | 細工・製造用具          | その他                | 1  |
| 諸職           | 諸職用具             | 筆墨関係               | 15 |
| 交通・運輸・通信     | 運搬具              | 人力用                | 1  |
| 交易           | 鑑札・看板・広告類        | 看板・のれん・ポスター        | 2  |
|              | 計算・計量具           | 秤                  | 1  |
|              |                  | 榊                  | 2  |
|              | 商業用具             | 財布                 | 12 |
|              |                  | 施設付属               | 1  |
|              | 証文・手形・藩札         | 貨幣                 | 2  |
| 社会生活         | その他(社会生活)        | 戦時生活…家庭の警防、避難、戦争協力 | 2  |
|              | 贈答・社交用具          | 膳、椀、杯類             | 4  |
| 信仰           | 神事・法会用具          | 祭礼用具               | 50 |
|              |                  | 神具                 | 1  |
|              |                  | 仏具                 | 1  |
|              | 聖地・祠堂・付属設備       | 聖地 祠堂              | 1  |
| 民俗知識         | 教育施設・用具          | その他                | 5  |
|              |                  | 筆墨                 | 31 |
|              | 薬品・医療・保健具        | その他                | 1  |
|              | 卜占・まじない用具        | 算木・筮竹(ぜいちく)・鹿骨・亀甲  | 3  |
| 民俗芸能・娯楽・遊戯等  | 娯楽・遊戯具・玩具        | 郷土玩具               | 4  |
|              |                  | 童戯具                | 8  |
|              |                  | (未分類)              | 1  |
|              | 楽器類              | 楽器類                | 1  |
|              | その他(民俗芸能・娯楽・遊戯等) | その他                | 9  |
| 年中行事         | 4月               | 三月節供               | 2  |
|              | 6月               | 端午の節供              | 6  |
| (未分類)        | (未分類)            | (未分類)              | 11 |

※ 数量は点数もしくは件数。

※ (未分類)は用途不明などにより分類が困難な資料のほか、未調査の資料(未整理資料)を含む。

中尾家から当館に寄贈された資料は、いまだ調査が終わっておらず整理番号（資料を保存管理するうえで識別に利用する個別の番号）を付与していないもの（以後、「未整理資料」という）を含めておよそ 398 点にのぼる<sup>10</sup>。

当館では整理番号を付与した収蔵資料の情報を一覧することができる台帳（以後、「原簿」という）を資料の保存管理に利用している。この原簿に記載する際には、さらに「大分類」「中分類」「小分類」を付与して資料分類としており、それらを中尾家寄贈資料の原簿から抜粋したうえで未整理資料の点数を追記すると表 1 のとおりとなる。用途不明などにより分類が困難な資料は、未整理資料とともに未分類としている。また整理番号に関しては、中尾家寄贈資料に対して K13418～K13692 の 275 件が与えられている<sup>11</sup>（2023 年 12 月現在）。

大分類ごとの数量は、「服飾」86 点、「食」58 点、「住居」75 点、「染・織」1 点、「諸職」15 点、「手工・製造」1 点、「交通・運輸・通信」1 点、「交易」20 点、「社会生活」6 点、「信仰」53 点、「民俗知識」40 点、「民俗芸能・娯楽・遊戯等」23 点、「年中行事」8 点である。

以下、大分類ごとに資料の概要を述べていく。なお、陰陽師にかかわる資料のうち特徴的なものとして、中尾家が陰陽師として活動していた際の信仰や生活を考えるうえで価値の高い資料については、次節「陰陽師関係資料」で詳述する。

#### （1）大分類「服飾」 86 点

この大分類に含まれている資料の中分類や小分類は表 1 のとおりで、主に身だしなみの道具や衣類が分類されている。かんざしや櫛、筭、カミソリなどの化粧用具と、羽織や着物、襦袢、シャツ、禪などの衣類が多数を占める。また裁縫用具として着物の一部分や布きれ、雨具として傘の布がある。

羽織や着物には、三つ紋や五つ紋のついたものがある。写真 1 は五つ紋の羽織で、家紋は丸に片喰紋である。この大分類には陰陽師にかかわる資料は含まれていない。



写真 1 羽織 (K13640)

## (2) 大分類「食」 58点

食文化に関する資料が分類されている。釜や鍋などの炊事用具、茶碗などの食器、壺などの貯蔵用具、急須や茶壺、煙草入、灰皿などの嗜好品用具などがある。明治期以降における中尾家の生業がうかがえる資料であるコウジブタや呑口（醤油樽の栓）の醤油づくり用具も含まれている。

コウジブタ（写真2）には「奈良縣」の焼印があり、さらに「奈良小西町山城屋直七」「うし年」の墨書銘が2点、「天保八酉年式百口口」の墨書銘が1点ある。

一方で呑口（写真3）のうち2点には「定」の焼印がついている。



写真2 コウジブタ (K13426)



写真3 呑口 (K13427)

陰陽師にかかわる資料としては、その日常生活をうかがえる資料が2件ある。どちらも茶道具を置く棚として使用されていた嗜好品用具である。安彦勘吉によると当時の中尾家当主が茶道の表千家流の師匠として活躍したとあることから（安彦 1992）、中尾家が茶文化に親しんでいた様子がわかる。

これらの資料のうちのひとつは四方棚（写真4）であり、四方棚2点のうち1点の底に「昭和五年四月吉日 中尾生善作之」の墨書銘がある。中尾生善は明治期に発行された南都暦に、暦の作成者として見ることのできる名前である（中谷 2008）。

もう一方の資料は台子であり、こちらも同じく中尾生善と思われる墨書銘を確認することができる。そのうえで、さらに部材として南都暦の版木を再利用していることが特徴的である。この資料に関しては、次節「陰陽師関係資料」において詳述する。



写真4 四方棚 (K13612)

### (3) 大分類「住居」 75点

燭台や灯明皿、カンテラ、火打石、火打金、うちわ、小物入れ箱、唐櫃などの日用品から、住居の付属として釣瓶の滑車、釜・蓋・台で1式となる荒神釜、カマドのフタ（荒神釜の口板）、棟札などが含まれている。

とくに2点ある棟札のうち1点は陰陽町の鎮宅霊符神社にかかわる資料であり（写真5左）、表裏に「奉修補上棟式 奈良 鎮宅霊符社」「昭和二十九年一月二十八日 施工 木村林産工業株式會社」の墨書銘がある。もう一方の棟札（写真5右）には同じく表裏に「上棟式 橋本町 中尾保三」「大正拾年拾月 拾式日」の墨書銘がある。

陰陽師にかかわる資料としては、ほかに日常生活をうかがえる資料として、唐櫃（写真6）底板の裏面に墨書銘があり、それぞれ「慶安元戊子年十二月吉日 中尾安重 元文四己未年十一月吉日再口（講カ）者也 大工浄言寺町 伊兵衛」、「慶安元戊子年十二月吉日 中尾安重 元文四己未年十一月吉日 中尾主膳再興致者也 大工浄言寺町 伊兵衛」である。ここにある中尾主膳の名前は、江戸期に発行された南都暦において暦の作成者として見ることのできるものである<sup>12</sup>。

また荒神釜（写真7左）については、陰陽師が竈祓を行っていたことから興味深い資料である<sup>13</sup>。当時は榾を差した壺を釜の蓋の上に置き、竈の焚き口をカマドのフタ（口板）で閉じていたようである（写真7右）。



写真5 棟札 (左 K13605、右 K13626)



写真6 唐櫃 (K13606)

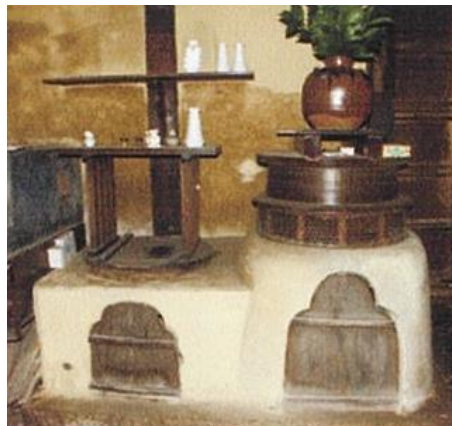


写真7 荒神釜 (左 K13422、右は2001年当時) 14

(4) 大分類「染・織」 1点

蓋のついたオモケ (苧桶) である。麻糸つくりの際の道具で、績んだ苧をためておくための容器である。陰陽師にかかわる資料であるかは不明である。

(5) 大分類「手工・製造」 1点

乳棒である。日常生活において茶道の火入れなどに使う灰を細かく砕くために使用されたのではないかと推測されるが、用途の詳細および陰陽師にかかわる資料であるかは不明である。



写真8 オモケ (K13525)

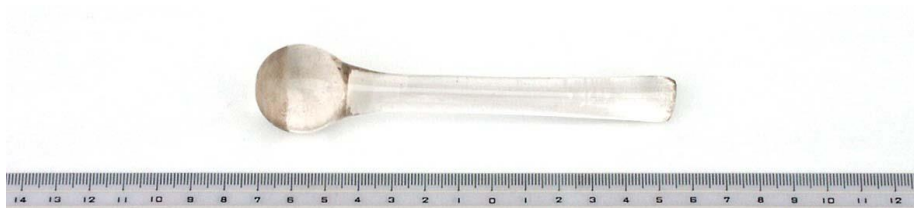


写真9 乳棒 (K13580)



(6) 大分類「諸職」 15点

奈良筆製作用具の1式である。金櫛が9点、小刀の刃が4点、彫刻刀が2点ある。安彦勘吉によると、明治期中尾家は筆墨商「浩々堂」を営んだとされており（安彦 1992）、その頃の生業用具だろうと考えられる。

この大分類には、陰陽師にかかわる資料は含まれていない。



写真10 金櫛 (K13563~K13571)、小刀の刃 (K13573)、彫刻刀 (K13574~K13575)

(7) 大分類「交通・運輸・通信」 1点

銅製のバケツである。日常生活において井戸から汲み上げた水などを運搬する際に使用されたのではないかと推測されるが、用途の詳細および陰陽師にかかわる資料であるかは不明である。



写真11 バケツ (K13440)

## (8) 大分類「交易」 20点

台秤、一升桝、五合桝、看板、銭箱、財布、貨幣（一銭、寛永通宝）などである。

とくに2点ある看板はそれぞれ中尾家が醤油醸造業を行っていた際のものであり、そのうちの1点（写真12）には「名誉金牌 大阪造酢會社吟醸 玉廼井酢」と書かれている。もう1点の看板（写真13）は表面が劣化していて判読が非常に困難だが、両面に墨書の跡があり、「醤油味噌□□」と書かれている。

陰陽師にかかわる資料としては、陰陽師の信仰や生活を考える際に参考することができる資料として銭箱（写真14）がある。この資料に関する詳細は不明だが、銭箱は賽銭箱としても使用されていた用具であるため、あるいは鎮宅霊符神社に設置されていたものかもしれない。



写真12 看板 (K13528)



写真13 看板 (K13628)



写真14 銭箱 (K13529)

## (9) 大分類「社会生活」 6点

椀が4点（坪椀1点、坪椀の蓋2点、飯椀1点、飯椀の蓋2点、平椀2点）、看板が2点である。

看板（写真15）は2点ともに「國華徴兵保險 株式會社 特約代理店」と書かれている。詳しいことは不明だが、戦時下において中尾家は醤油醸造業を畳んでいるため、その後どのような生業を営んでいたかをうかがうことができる点で貴重な資料である。

この大分類には陰陽師にかかわる資料は含まれていない。



写真15 看板 (K13445)

(10) 大分類「信仰」 53点

神拝詞1点、四國八十八ヶ所御詠歌1点、祭器具1括(榊立2点、水玉6点、皿8点)、瓶子4点(2対)、祭壇・礼盤1点、磬1点、香炉1点、御幣2点、案4点、三ツ足盆1点、机2点、供物台2点、小脚1点、菰1点、幣串2点、吊棚1点、台4点、やかた灯籠2点、吊灯籠2点、吊金具2点、祠1点、筒1点である。

陰陽師にかかわる資料としては、詳細は不明ながら、まじないや祭祀に使用していたと考えられる祭壇が特徴的である(この祭壇については次節「陰陽師関係資料」で詳述する)。ほかに祠や御幣、供物台、祭器具、瓶子などが含まれており、中尾家が南都陰陽師として活動していた際の風景をうかがい知ることができる。

祠(写真16左)のなかには人物絵が表裏に描かれた扉が1対ある。この扉絵は表面の劣化が激しいため、内容の判別が難しく詳細は不明である(写真16右)。

また、机(写真25)の裏には「昭和六年十二月吉日 中尾生善作之」、やかた灯籠(写真22)の裏には「昭和十六年五月吉日 中尾生善作之 七十歳」の墨書銘がある。



写真16 祠(K13604)



写真17 祭器具(K13582)



写真 18 瓶子 (K13583)



写真 19 磬 (K13585)

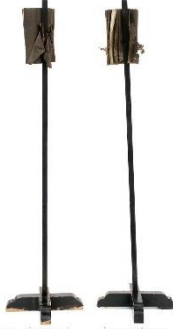


写真 20 御幣 (K13587)



写真 21 台 (K13600)



写真 22 やかた灯籠 (K13601)



写真 23 吊灯籠 (K13602)



写真 24 供物台 (K13595)



写真 25 机 (K13594)



写真 26 案 (K13588)



写真 27 案 (K13591)

(11) 大分類「民俗知識」 40点

筮竹、算木、硯箱、硯、墨、手帳、書籍、記念写真帳などである。とくに硯は大小様々なものが17点、墨は13点と数が多い。明治期に中尾家は筆墨商を営んでいた時期があるため、あるいはその頃の商品であるかもしれない。

手帳は1928(昭和3)年の懐中日記で、なかには所有者であると思われる中尾好雄氏が奈良県立奈良中学校の5年生であることを示す身分証明書が挟まっていた。また「京都帝国大学教授 理学博士 新城新蔵」の名刺も挟まっており、名刺裏には硬筆で「先生 □□ □□ 我受之因森口先<sup>(ママ)</sup>之 御召介 昭和三年一月二十九日 中尾好雄」(「先生 □□□□」は文字の上から鉛筆で塗り潰されている)と書かれている。日記の日付1月29日には午前中に学校の講演会に出席したとあり、「帰宅すると家には森口先生の御召介により奈良女子高師の某先生と帝大(京)教授理学博士新城新蔵先生等お出になった。」とある。当時の知識人が関心を寄せていた様子うかがえる。

筮竹と算木については、次節「陰陽師関係資料」で詳述する。



写真 28 硯 (K13465)



写真 29 硯 (K13477)



写真 30 墨 (K13480)



写真 31 墨 (K13481)

(12) 大分類「民俗芸能・娯楽・遊戯等」 23点

絵葉書、パンフレット、からすぐち、絵皿、やくろう、ミニチュア、小物入れ、市松人形、人形の服、人形の道具、張り子の虎などである。

市松人形(写真32)は着せ替え用の服や道具があり、ミニチュア(写真33)とあわせて、女兒のままごと遊びに使用された玩具であると思われる。

この大分類には陰陽師にかかわる資料は含まれていない。



写真 32 市松人形 (K13496)



写真 33 ミニチュア (K13493)

(13) 大分類「年中行事」 8点

ひな人形、五月人形、武者人形、のぼりなどである。五月人形、武者人形、のぼりは端午の節句において飾り付けられた道具であると思われる。ひな人形とされている資料は2点あるが、それぞれ采配と扇子をもった男性人形であり、詳細は不明である。

この大分類には陰陽師にかかわる資料は含まれていない。



写真 34 五月人形 (K13502)



写真 35 ひな人形 (K13505)



写真 36 のぼり (K13504)

### 3. 陰陽師関係資料

前節では、中尾家寄贈資料の全体像として当館資料分類ごとに概要を述べた。

この節では中尾家寄贈資料のうち、中尾家が陰陽師として活動していた際の信仰や生活を考えるうえで価値の高い資料について紹介する。

#### (1) 祭壇・礼盤

2 節 10 項の大分類「信仰」に分類されている資料である。箱状の土台に鳥居と柱、脚を差し込んで組み立てることができる小ぶりの祭壇と、箱状の礼盤である。

祭壇（写真 37 左）に関しては鳥居まで組み立てた状態で、長さ 75.7 cm、高さ 87.0cm、はば 75.2 cm である。礼盤（写真 37 右）は長さ 54.4 cm、高さ 18.2 cm、はば 54.4 cm である。

詳細は不明ながら、陰陽師がまじないや祭祀、呪符の製作などの仕事をする際に使用していたものと推察される。持ち運べる大きさであるため、屋内だけでなく屋外においても使用されていたものかもしれない。



写真 37 祭壇・礼盤 (K13584)

#### (2) 神棚（祭壇）

2 節の表 1 において未分類に含まれている資料であり、未整理資料のひとつである。

2023 年 12 月現在において、この神棚あるいは祭壇は分解された状態で保管されているために、組み立てた状態の詳しい法量は不明だが、寄贈受け入れ当時の写真（写真 38）に映りこむ物差しから推測するに、おおよそ長さ 250 cm、高さ 200 cm 程度だろうと思われる。

前項の祭壇とは異なって大型で、据え置き型となる。平入三間社形式で、もともとは中尾家の離れに存在した「神殿」と呼ばれる板の間に、部屋と一体化するかたちで設置されていた（写真 39）。かつては宇賀神など陰陽道にかかわる神が祀られていたとされる<sup>15</sup>。神棚の左右にそれぞれ白虎と青龍の図が描かれていること（写真 40）、鏡がひとつ付属していることが特徴的である。なお、神棚の設置されていた中尾家の離れは、主屋背面から渡り廊下で便所、風呂の附属屋を連結した先のさらに奥にあった。東西 2 室で、「神殿」は西側で 2 間

×1 間ほどであり、東側には 4 畳半の茶室があった<sup>16</sup>。

1974 年に刊行された『奈良市史 建築編』では中尾家の主屋について記載があり、そこでは広い「なかのま」に神棚が設けられているとして、陰陽師の家ならではの特徴だろうと述べられている。当館が 2001 年に調査をした際には「なかのま」に神棚は存在しなかったが、離れに存在したこの神棚と『奈良市史 建築編』の神棚との関係性は不明である。



写真 38 当館へ搬入した当時（2003 年）

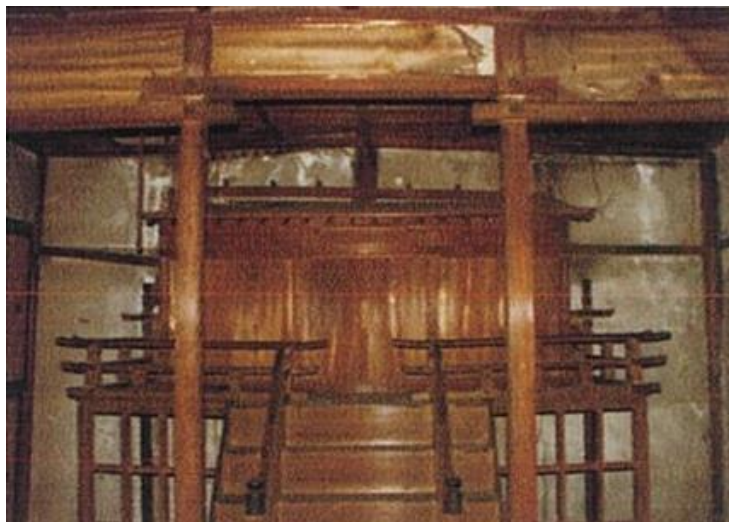


写真 39 離れに設置されていた当時（2001 年）





写真 40 白虎（左）と青龍（右）の図

### (3) 筮竹、筒

筮竹は 2 節 11 項の大分類「民俗知識」、筒は 2 節 10 項の大分類「信仰」にそれぞれ分類されている資料である。筮竹は長さ 42.0 cm、高さ 5.3 cm である。筒は長さ 5.5 cm、高さ 24.7 cm、はば 5.3 cm である。

筮竹（写真 41）は陰陽師が占いで使用したものと思われる。漆で塗られた容器の劣化がすすんでおり、そのために筮竹の詳しい調査が難しいのだが、一見するかぎりでは複数の長さ、複数の種類の筮竹がまとめられている。

筒（写真 42）は、八角柱である点が、国立歴史民俗博物館の図録に掲載されている筮竹立て・筮竹入れと形態が類似している<sup>17</sup>。そこから類推するに、筮竹を立てるために使用されたものではないかとも考えることができるが、詳細は不明である。



写真 41 筮竹 (K13610)



写真 42 筒 (K13611)

### (4) 算木

2 節 11 項の大分類「民俗知識」に分類されている資料である。

長さ 10.5 cm、高さ 1.6 cm、はば 1.6 cm である。

前項の筮竹と同様に、陰陽師が占いで使用していたものと思われる。

しかし算木は通常 6 本で用いるため、この資料（写真 43）は本数が少ない。



写真 43 算木 (K13625)

### (5) 台子

2節2項の大分類「食」に分類されている資料である。長さ28.6cm、高さ53.0cm、はば28.4cmである。

茶道具をおくために使用していたようだが、部材として南都暦の版木が再利用されていることが特徴的である。中尾家の当主に表千家流の師匠を務めた人物がいたことを踏まえると、茶文化に親しむ生活の様子をうかがうことができる貴重な資料である。

一般的な台子とは異なって、天板と地板の間に2段目の板がある。全3段の板はそれぞれ2枚の版木をつなげて正方形に近づけており、版木を再利用した部材に注目すると板状6点、柱状4点によって構成されている。また未整理資料のなかにはこの柱状の部材に酷似したもの（版木を細断した部材）が4点存在する。

地板の裏（写真45）には、つないだ2枚の板それぞれに「昭和四年四月十三日 生善作」、「弘化四丁未年板」との墨書銘がある。これらは前者が台子に加工した際の銘であり、後者が再利用した版木にもともと残されていた銘であろうと推測できる。

一方で、天板は裏面にも暦が彫られており、これは台子の部材とする以前の版木の時点で、すでに裏面も別年の版木として再利用していたことを示唆している（写真46）（写真47）。

暦の版面は毎年が変わるため、翌年になれば版木は不要になる。古い版木の裏面を別の版木として再利用したり、版木を加工して日用の道具とする、かつて陰陽師や暦師の家に見られたのだろう生活の工夫であると考えられる<sup>18</sup>。

（写真46）から（写真48）は、それ



写真44 台子 (K13613)



写真45 地板の裏の墨書銘

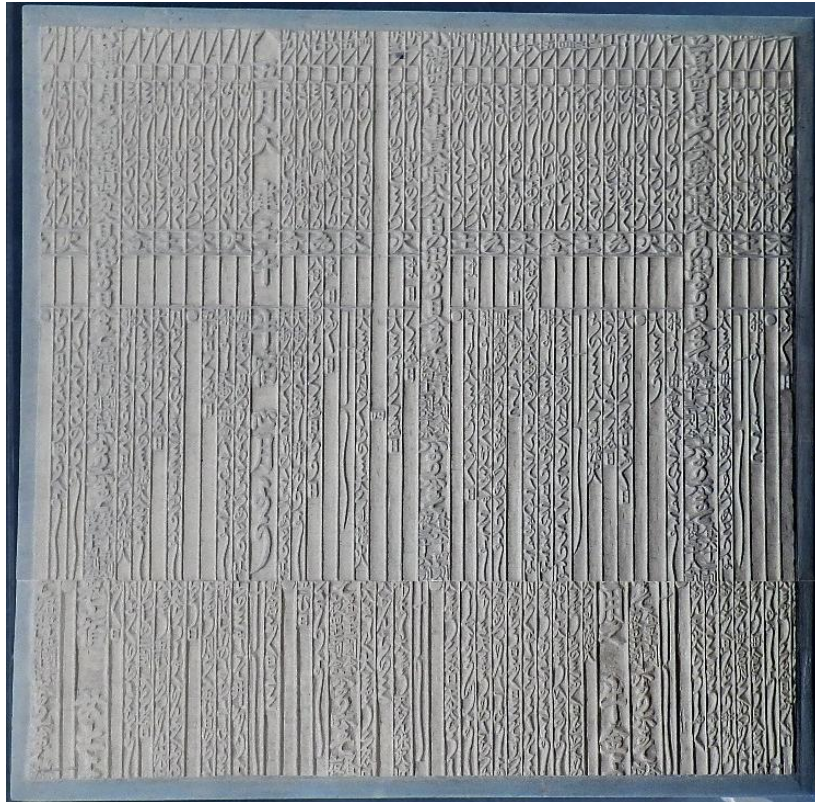


写真 46 天板の表（鏡像反転、色調加工）

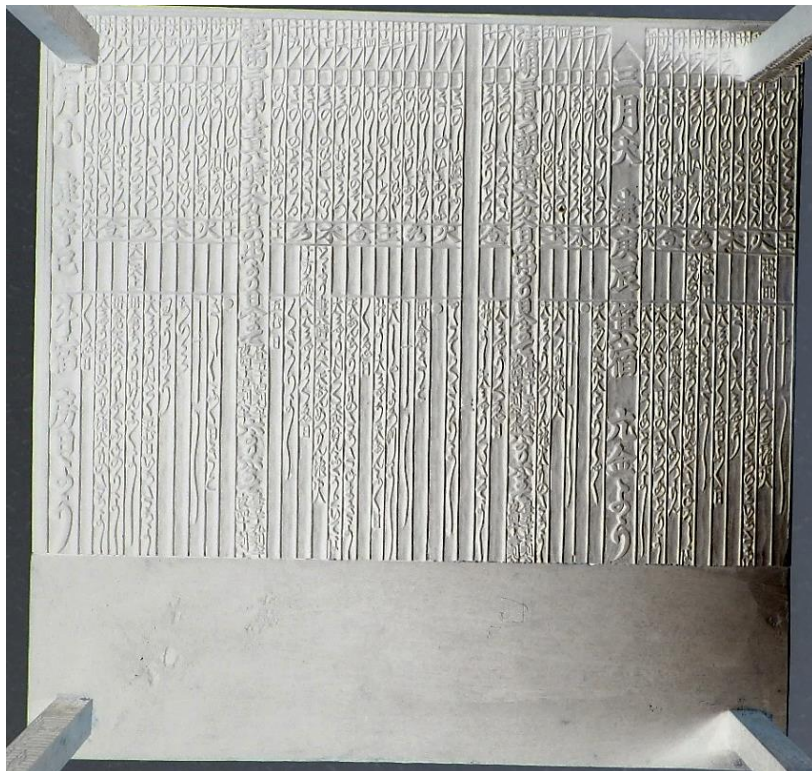


写真 47 天板の裏（鏡像反転、色調加工）

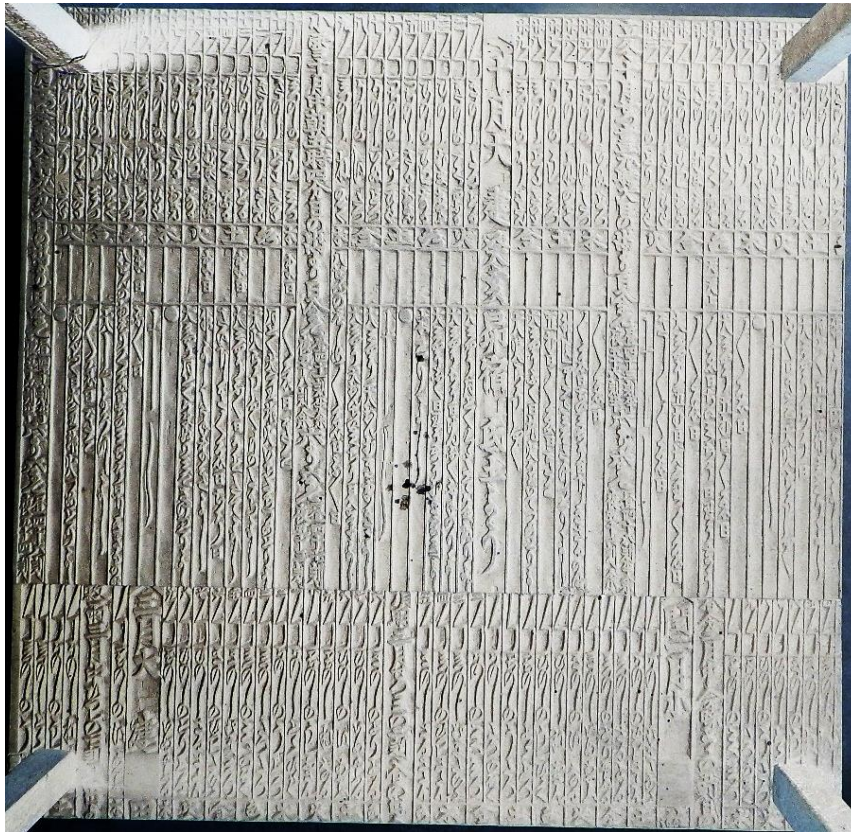


写真 48 2 段目板の表（鏡像反転、色調加工）

ぞれ天板の表と裏、および 2 段目の板の表を撮影した写真を鏡像反転し、さらに色調補正など加工を行ったものである。いくらかは読み取ることができる。たとえば（写真 46）をみると、上部の板には「五月大 建壬午 牛宿 心月よう」と見出しの全文があり、中段と下段もほぼ揃っているが、下部の板には「用之 牛金よ」と下段付近の一部だけが残っている。（写真 47）では上部の板に「三月大 建庚辰 箕宿 六金よう」の見出しがあり、中段と下段も揃っているが、下部の板には暦は彫られていない。（写真 48）では上部の板に「十月大 建癸亥 昴宿 氏土よう」、中段と下段も揃っており、下部の板には「三月大 建」と中段付近の一部が残っている。

### おわりに

紙幅の関係で中尾家寄贈資料のすべてを紹介することはかなわなかったが、陰陽師としての中尾家にかかわる祭具・民具の資料については、本稿からおおよそ把握することができるのではないかと考えている。

また、当館収蔵資料である中尾家寄贈資料を、今後の南都陰陽師に関する調査研究において扱っていくうえでは、いくつかの課題が残っていることを最後に付しておきたい。

まずひとつは、完全にモノ資料のみであり、実際にどのような用途で使用されていたかについて聞き取りした情報は存在していないことである。これは、そもそも陰陽師としての生業は明治期に廃業していることに加えて、寄贈者は世代交代したばかりで昔時に詳しくな

かったという背景がある。よって中尾家寄贈資料から南都陰陽師の情報を収集するためには、それ単体で観察すること以上に、他所で残されている文書や絵図などの陰陽師関係資料の情報とともに比較検討していくことで精査しなければならない。

もうひとつは、長年にわたる保管により、一部の資料は状態の劣化が進行していることである。これは当館の収蔵庫が20年以上にわたって圧迫されている背景から、野外に建設した仮設プレハブ倉庫などの仮収蔵庫に保管していた状況によるものであり、資料を保存し後世に継承させるべき学芸員として慚愧の念に堪えない。展示に堪えうるか不明な状態の資料すらある現況を、できうるかぎりの修復や清掃、保管場所の再考などをおして改善していきたいと考えている。

中尾家寄贈資料はこの2点の課題を踏まえたうえで、資料がもつ情報量の不鮮明な点に留意しながら触れていかなければならない。状態の劣化によって閲覧が難しい資料が存在している点については、今回できるだけ多くの写真を掲載して現状を広く公開したことで、博物館に対して手続きの煩雑な申請を行ってまで直接に資料を閲覧せずとも、誰でも安全に概要を把握できるようにしてみた<sup>19</sup>。

また、当館は膨大な収蔵資料の整理作業に学芸員がかかりきりであるため、実際に資料を研究するための時間を捻出することが難しく、大がかりな企画展示は長らく行えていない現状にある。さらに今後は、収蔵資料に対する閲覧対応についても難しい状況が待っている。民俗分野のみを専門とする全国で唯一の県立博物館として矜持をもってきた当館には、奈良県が指定する有形民俗文化財2394点、国が指定する重要有形民俗文化財1908点のほかにも4万点以上にも及ぶ民俗資料が収蔵されており、これらは未指定であろうとも大変に貴重な文化財であり、県民の財産であることにはなんら変わりないはずである。だからこそ、どのような状況下においても、当館に収蔵されている貴重な文化財の価値ある情報を、県民の方々に僅かなりとも還元できるよう資料紹介というかたちで執筆したものが拙稿である。

拙稿に掲載した情報が、今後の南都陰陽師に関する調査研究の発展に少しでも貢献できれば幸甚である。

#### 注

- 1 国立歴史民俗博物館（編）2023 pp.116-149
- 2 南都暦の別称に奈良暦、南京暦などがある。古い論文では南都暦は幸徳井暦と混同されているが（阿部1902）（田村 1936）、現在は渡邊敏夫によって幸徳井暦と南都暦は異なる暦であるとの指摘がされている（渡邊 1976）。
- 3 参考までに具体例を挙げると、安彦勘吉の論文掲載の写真「文政五壬午年暦」には「南都陰陽師」の表記があり（安彦 1992、p.49）、また田村吉永が論文で引用している文書（1745（延享2）年）には「南都陰陽師開板人 中尾主膳」の名前がある（田村 1936、p.25）。
- 4 現在における奈良市陰陽町。
- 5 2003（平成15）年の寄贈。
- 6 『奈良曝』文中のふりがなは「をんやう」町となっている。現在における同町は「いんようちょう」あるいは「いんぎょまち」と称される。
- 7 15世紀に幸徳井家が「京都から興福寺辺に拠点を移したことが、南都暦の始まり」と説明されることもあるが（梅田 2018）、こちらは誤りである。

- 8 国立歴史民俗博物館（編）2023 p.271
- 9 当館調査記録（2001年8月1日）による。
- 10 件数含む。
- 11 整理番号の頭に付されているアルファベットは調査機関番号である。Kは奈良県による調査であることを示している。
- 12 国立歴史民俗博物館（編）2023 p.203「文化八辛未略暦 柱暦」など。そのほか田村の論文で引用されている中尾氏所蔵の文書（1745年）では「南都陰陽師開板人 中尾主膳」の名前が見られる（田村1936）。
- 13 小池淳一は土公神（竈神）の信仰の流布に対して、竈祓などの宗教儀礼を行ってきた盲僧や陰陽師の果たした役割が大きいと指摘している（小池2018）。また木場明志は、陰陽町の陰陽師が行ったと考えられる祭祀のひとつとして荒神祭を挙げている（木場1982および1983）。
- 14 前掲注9の記録による。
- 15 前掲注9における2001年の調査当時には、すでにご神体は御霊神社に合祀されているとのことであった。
- 16 前掲注9の記録による。
- 17 国立歴史民俗博物館（編）2023 p.130「筮竹・筮竹立て・筮竹入れ」
- 18 国立歴史民俗博物館（編）2023 p.205「（中尾家版木）夏越の祓 版木」では富士垢離の札の裏面が暦の版木になっており、「版木を様々な用途に再利用していた様子がうかがえる」と指摘されている。また同書p.256「たばこ盆」では1851（嘉永4）年の暦の版木がたばこ盆に加工されており、不要な版木は「小物などに再利用された。火鉢やたばこ盆の用材とされることが多い」と指摘されている。
- 19 資料をきちんと保存管理していくためには厳密な対応が必要であるため、資料の閲覧や貸出の手続きはどうしても煩雑なものになってしまう。

#### 参考文献

- 安彦勘吉 1992「奈良暦師について」『生活文化史』22 pp.42-55
- 阿部愿 1902「本朝八曆考」『史学雑誌』13（2）pp.88-91
- 梅田千尋 2018「近世南都の暦と陰陽道」『歴博』210 pp.7-10 国立歴史民俗博物館
- 梅田千尋 2021「近世社会における「暦」」梅田千尋（編）『新陰陽道叢書』3 pp.91-116 名著出版
- 小田真裕 2021「吉川家文書の陰陽道関係史料」林淳（編）『新陰陽道叢書』5 pp.565-585 名著出版
- 木場明志 1982「近世土御門家の陰陽師支配と配下陰陽師」『大谷学報』62（3）pp.54-67 大谷学会
- 木場明志 1983「近世南都陰陽師の活動」『印度學佛教研究』31（2）pp.731-734 日本印度学仏教学会
- 小池淳一 2018「「お化け暦」の発生と展開」『歴博』210 pp.12-15 国立歴史民俗博物館
- 小池淳一 2021「総論 陰陽道と民俗・説話研究」小池淳一（編）『新陰陽道叢書』4 pp.1-42 名著出版
- 国立歴史民俗博物館（編）2023『陰陽師とは何者か—うらない、まじない、こよみをつくる—』小女子社
- 田村吉永 1936「奈良暦に就いて」『大和志』3（1）pp.20-30 大和國史會
- 中谷哲二 2008「幕末明治の引札と画入り暦」『日本印刷学会誌』45（4）pp.32-39 日本印刷学会
- 奈良県庁 1909『大和人物志』p.181 奈良県
- 奈良市史編集審議会（編）1974『奈良市史 建築編』pp.405-406 奈良市
- 西村嘯月堂 1687『奈良曝』1、4（奈良県立図書館情報館所蔵）
- 林淳 2021「総論 陰陽道研究を広げる」林淳（編）『新陰陽道叢書』5 pp.1-33 名著出版

村井古道 1735『奈良坊目拙解』3 (奈良県立図書館所蔵)

吉田栄治郎 1992「近世大和の陰陽師と奈良暦」村山修一ほか(編)『陰陽道叢書』3 pp.225-250 名著  
出版

渡邊敏夫 1976『日本の暦』 pp.268-278 雄山閣

# 執 筆 者

高橋史弥      奈良県立民俗博物館   技師

石橋 諒      奈良県立民俗博物館   技師

西尾栄之助    奈良県立民俗博物館   主任技師

(掲載順)



奈良県立民俗博物館研究紀要  
第24号

発行 奈良県立民俗博物館

〒639-1058

奈良県大和郡山市矢田町545番地

電話 0743-53-3171

発行日 令和6（2024）年3月31日

# 奈良県立民俗博物館

令和6（2024）年3月31日 発行